

徳 島 県
相談支援専門員 人材育成ビジョン
(第1版)

令和3年10月
徳島県障がい者自立支援協議会

はじめに

相談支援専門員は、障がい者が地域での日常生活や社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスの利用にあたり、非常に大きな役割を担っている。また、その役割は、障がい者からの相談を受け、生活全般のニーズを把握し、サービス等利用計画を作成するだけに止まらず、インフォーマルサービスを含めた総合的な支援のコーディネートを行うほか、その地域における地域課題を把握し、その解決に向け地域の取組に発展させていくことなど、大変幅広いものが求められている。こうした多様な役割を求められる相談支援専門員の質の向上は必要不可欠であり、国においても、相談支援の体制整備と相談支援専門員の質の向上を図るため、相談支援従事者研修カリキュラムの改定や主任相談支援専門員の創設が行われたところである。徳島県障がい者自立支援協議会人材育成部会では、これらの制度改正が、本県の障がい者相談支援体制の充実に向け、より効果的なものとなるよう、相談支援専門員の人材育成ビジョンを策定し、示すこととする。

1 人材育成ビジョンとは

障がい者の地域生活支援の一層の推進に向け、質の高い相談支援を実践できる相談支援専門員の継続的な確保と資質の向上に向けた人材育成の在り方及び地域で求められる役割を示すものであり、相談支援専門員としての大切にすべき価値観を身につけるとともに、知識・技術・実践力を備えた人材を養成するための、方向性を示したものである。

2 人材育成ビジョン策定の目的

相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像を示すことで、その必要となるスキルについて見通しを持ってもらうとともに、専門職としての自信ややりがいを持って働ける環境を整えていくため、以下のことを目的とする。

- ① 能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組みを示す。
- ② 研修を企画、実施する際の基本的考え方や方向性を示し、関係者の共通認識を図る。
- ③ 相談支援専門員として、地域で求められる資質と役割について明らかにする。

3 相談支援専門員の歴史的背景と役割

- ・ 平成7年「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」において、障がい者の地域生活支援策の整備の必要性が認識され、地域での自立を支援し、総合的な相談・生活支援ができるよう「市町村障害者生活支援事業」（身体障がい者対象）・「障害（児）者地域療育等支援事業」（障がい児・知的障がい者対象）・「精神障害者地域生活支援事業」（精神障がい者対象）が創設され、ソーシャルワーカー・コーディネーター等の相談員について、ケアマネジメント手法を活用した地域生活支援のあり方が実践された。
- ・ 平成10年より相談支援事業の担い手養成として知的、身体、精神の障がい種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- ・ 平成14年3月には「障害者ケアガイドライン」が示され、相談支援従事者研修における人材育成の指針が示された。
- ・ 平成18年に施行された障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント

従事者養成研修を、3障がいを統一のものとして改定した相談支援従事者研修(初任者研修・現任研修)が実施されることとなった。

また、「サービス利用計画作成費」の個別給付(障害者自立支援法第32条第1項)が制度化され、本人ニーズや置かれている状況を勘案し、サービス利用計画を作成する仕組みができた。

- 平成20年には厚生労働省社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障がい児支援や地域移行支援等について専門コース別研修(任意研修)を新設し、研修体制の充実が図られた。
- 平成24年4月には、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)や児童福祉法等の一部改正により、相談支援体制の強化として基幹相談支援センターや地域自立支援協議会が法定化、支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大(障がい福祉サービス・障がい児通所支援の支給決定に際し、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画(又は障がい児支援利用計画)を作成)が図られた。
- 平成25年、障害者総合支援法が施行され、これまでの相談支援の流れが踏襲された。
- 平成27年12月に厚生労働省社会保障審議会障害者部会によりとりまとめられた「障害者総合支援法施行3年後の見直し」において、相談支援の取組に関するさらなる体制整備と相談支援専門員の質の向上が必要であることが指摘されたことを受け、平成28年3月から「相談支援の質の向上に向けた検討会」が実施され、相談支援専門員の資質の向上の在り方に関する課題と相談支援体制の在り方に関する課題について協議が行われその結果が取りまとめられた。

それにより、令和元年度から令和2年度にかけて、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムの創設や、「初任者研修」及び「現任研修」の標準カリキュラム改定など、より効果的な人材育成が図られるよう、新たなカリキュラムが整備された。

4 人材育成における本県の現状と課題

(1) 相談支援事業における人材不足

相談支援従事者研修修了後、相談支援事業所で相談支援専門員として働く人数が少なく、人材不足が顕著である。

(2) 地域における中核的人材の確保と育成

地域での相談支援体制を構築していく上では、地域における中核的人材の確保と育成が重要である。

(3) 県研修講師の不足

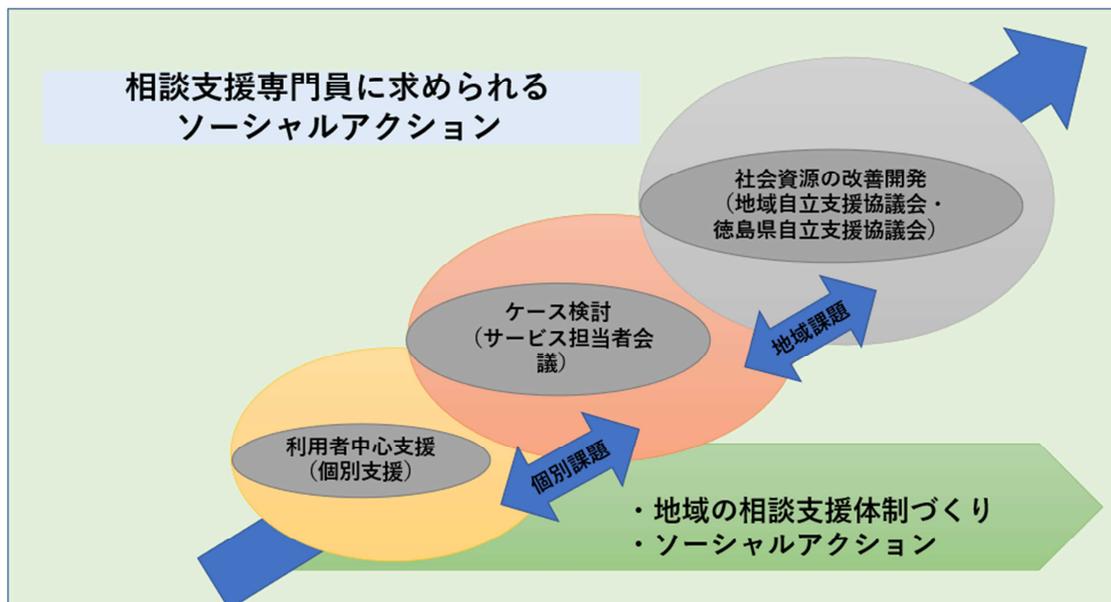
相談支援従事者研修における研修講師が不足しており、継続した安定的な確保が課題である。

(4) 相談支援体制の地域間格差

基幹相談支援センター設置における進捗状況に差があるなど、県内における相談支援体制の地域間格差が生じている。早期に同センターを核とする相談支援体制の構築が望まれている。

5 本県が目指す相談支援専門員像

ソーシャルワーカーであることを自覚し、利用者を中心とした支援を、職場や地域の中で実践する。また、利用者への支援を通じて見えた地域の課題や地域における必要な取り組みについて、地域の課題として集約し、自立支援協議会などで提起しながら、その地域の取り組みに発展させていくことが求められている。



6 相談支援専門員に求められる資質

利用者やその家族等と共に考え、関わりをもつ中で、信頼関係を築き、地域で安心して生活を送ることができるよう、利用者を中心とした支援を行い、地域を基盤とした相談支援専門員としての大切にすべき価値を支援の拠りどころとし、知識・技術・実践力を備えた、必要なネットワークづくりや地域づくりを進めるための働きかけができる人材となることを目指していく。

【大切にすべき価値】

- 利用者の想いを理解して受け止める姿勢
- 利用者の主体性を尊重する姿勢
- 意思決定支援への着目
- エンパワメントに着目した支援の構築
- プライバシーの保護
- 利用者の権利擁護への姿勢
- 中立性、公平性を保持する

相談支援専門員は、すべての援助過程において、利用者の想いを十分に理解して、利用者の主体性を尊重した支援を行うことが重要である。そのためには、利用者の意思決定支援に着目し、可能な限り自己決定、自己選択ができるよう支援をするとともに、利用者のストレングス、エンパワメントを引き出す支援が求められる。併せて、プライバシーの保護など、権利擁護の観点から支援を行うことが重要である。

また、利用者が地域で望む暮らしが実現できるよう中立、公平な視点から本人のニーズや生活実態に合わせた、適正なサービスの提供が可能となるよう支援を行わなければならない。

【知識・技術】

- 障がい特性の理解
- 障がい福祉サービスについての幅広い知識
- 権利擁護についての知識（障がい者差別，虐待防止，成年後見，意思決定支援 等）
- 情報収集力
- 対人援助の技術
- ケアマネジメントプロセスの基本理解
- チームアプローチの技術
- ネットワーク構築（コミュニティワーク）

相談支援専門員は，利用者の障がい特性に対する理解や配慮を行うとともに，相談支援に必要とされる法制度やサービスについて，福祉分野のみならず関連分野（保健，医療，教育，就労等）についての知識，また，権利擁護についての知識（障がい者差別，虐待防止，成年後見，意思決定支援 等）など，幅広く理解しておく必要がある。併せて地域の社会資源等も含めた情報収集をする力も必要となる。

また，相談支援を適切に実施するために，ソーシャルワークについての対人援助技術やケアマネジメントプロセス，チームアプローチ，ネットワーク構築（コミュニティワーク）などの技術も求められる。

【実践力】

- アセスメント力
- ニーズを理解し，支援を見立てられる力
- チームで協働し支援する力
- 事例検討，個別支援会議の運営
- 自己覚知，自己コントロール力

相談支援専門員は，利用者と十分な意思疎通を図ることによって，利用者の生活全体を理解し，ニーズを明らかにしようとするアセスメント力や支援の方向性についての見立てができる能力が求められる。

また，支援にあたっては，他の関係者とチームによる協働や，事例検討・個別支援会議を通じて，情報を共有し，利用者のニーズに応じた，適切なサービスが総合的・一体的に提供できるよう支援を行うことが重要である。

併せて，対人援助職として，自己覚知（自身の性格や考え方，物事のとらえ方などを理解し，客観的に自分自身を知る），自己コントロール力（感情に流されずに自分をコントロールする力）が求められる。

7 人材育成における行政と関係機関の役割

相談支援専門員の人材育成について，行政と関係機関が連携し，その果たすべき役割について，以下のとおりとする。

（1）県の役割

相談支援体制の構築を促進するため，法定研修を始めとする各種研修を実施し，人材の育成を図るとともに，市町村や地域自立支援協議会における取組を支援する。

また、徳島県障がい者自立支援協議会人材育成部会において、全県的な人材育成についての議論を行うとともに、人材育成ビジョンに基づき、計画的に人材育成を進め、相談支援体制の充実に努める。

○ 県の実施している研修 → 別紙1

(2) 市町村（地域）の役割

市町村においては、基幹相談支援センターの設置を進め、人材育成を図る。

地域においては、職場内研修が困難な小規模な相談支援事業所に対して、各地域の自立支援協議会、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等が協力し、地域での総合的な研修体制を構築する。

(3) 事業所の役割

事業所としての研修体系を構築し、職場内での指導、OJT、OFFJT研修に努めるほか、職能団体や地域自立支援協議会等が実施する外部研修や地域活動へ職員を積極的に参加させる。

(4) 職能団体の役割

徳島県相談支援専門員協会は、相談支援事業の現場で活動する相談支援専門員の職能団体という特性を生かし、現場実態を踏まえ、現場の課題に応えられる効果性の高い人材育成研修や各機関の取組に対する助言等を行う。

8 本県における人材育成のあり方

別紙2「徳島県における相談支援専門員の人材育成のあり方」のとおり。

なお、相談支援専門員の育成段階の目安と各段階での獲得目標としては、次のようなことが考えられる。

【新任（相談支援業務に携わってから5年目まで）】

ソーシャルワーカーとして大切にすべき価値を支援の拠りどころとし、基本的な知識・技術が身に付いている。

【初任（相談支援専門員となってから現任研修をうけるおおよそ5年目まで）】

ケースワークや個別支援会議の開催、個別の計画相談が作成できる。
地域自立支援協議会へ積極的に参加している。

【現任（現任研修を受けてから主任相談支援専門員となるまで）】

多職種連携、チームアプローチの知識技術が身に付いている。
連携・調整などができ、チーム支援が実践できる。

【主任（主任相談支援専門員）】

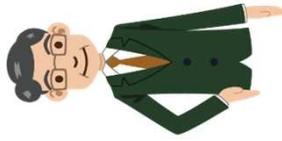
コミュニティワーク、ソーシャルアクションが実践できる。
大切にすべき価値を支援の拠りどころとし、知識・技術・実践をバランスよく
体現化できる。

分類	名称	目的	対象者
必須研修	相談支援従事者初任者研修	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図る。	相談支援業務に従事しようとする者
必須研修	相談支援従事者現任研修	同上	指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
任意研修	専門コース別研修	同上	指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
任意研修	主任相談支援専門員養成研修	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を担う人材を養成する。	障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年(36か月)以上である者のうち、基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること等の要件を満たす者であって、各市町村の推薦を受けた者
関連研修(任意)	強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)	強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成	障がい福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者
関連研修(任意)	強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)	強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障がい福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者

分類	名称	目的	対象者
関連研修 (任意)	障がい者虐待防止・権利擁護研修	障がい者虐待の問題について障がい福祉従事者等の理解を深めるため、「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を実施することにより、障がい者の虐待防止や権利擁護に関する体制づくりを推進し、虐待防止についての必要な知識の習得を図るとともに、県内障害福祉サービス事業所に従事する者の虐待防止意識の向上と虐待防止の取り組みを図る事を目的とする。	(ア) 権利擁護センター・市町村・虐待防止センター担当者コース ①県もしくは市町村職員で虐待防止の窓口対応にあたる職員 ②本研修の受講歴が無い行政職員、行政窓口・担当職員 ③権利擁護・虐待防止センター職員 ④権利擁護、虐待防止センター職員で本研修の受講歴が無い職員 (イ) 障害福祉施設管理者・虐待防止マネージャーコース（障害福祉サービス事業所） ①障害福祉サービス事業所等の施設長・管理者等の事業所内の責任者、または事業所内虐待防止担当職員 ②職場内虐待防止研修担当者や虐待防止活動に取り組んでいる職員等で、本研修未受講者の方
関連研修 (任意)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等支援を総合調整する者（医療的ケア児等コーディネーター）及び医療的ケア児等支援に関わる機関において適切に支援に従事できる者を養成する。	相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者
関連研修 (任意)	医療的ケア児等支援者養成研修	同上	障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等で医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定する者

相談支援専門員としての大切にすべき価値を支援の拠りどころとし、知識・技術・実践力向上を旨とする

主任



主任相談支援専門員研修（法定）
コミュニケーションワーク、ソーシャルアクションが実践できる。大切にすべき価値を支援の拠りどころとし、知識・技術・実践をバランスよく体現化できる。

主任相談支援専門員

現任



相談支援従事者現任研修（法定）
多職種連携、チームアプローチの知識技術が身につけている。連携・調整などができ、チーム支援が実践できる。

【国】
相談支援従事者指導者養成研修

県・市町村での相談支援体制づくり

県・市町村で実施する**研修の企画運営**

◆講師
◆ファシリテーター

初任



相談支援従事者初任者研修（法定）

ケースワークや個別支援会議の開催ができる。個別の計画相談が作成できる。地域自立支援協議会への積極的な参加。

初任相談支援専門員

新任



相談支援員になるための現場従事

ソーシャルワーカーとして大切にすべき価値を支援の拠りどころとし、基本的な知識・技術が身に付いている。(OJT・OFFJT等)

相談支援等の業務

【基礎的な研修と獲得目標】

【求められる役割】

【国】

【県】

【市町村】

【職能団体等】

【事業所】

それぞれが連携し専門員のスキルアップを支える

国立リハビリセンター学院における研修、その他

専門コース別研修
虐待防止・権利擁護研修
医ケア児等コーデイナー等養成研修、その他

地域自立支援協議会における研修
基幹相談支援センターの主催する研修

徳島県相談支援専門員協会の主催する研修
その他団体の主催する研修

職場内でのOJT・OFFJT等の研修